選通株式受Tim1 提本に係る基礎項目 (1) 1,419,797 1,419,797 1,4219,79	日 に 真 中 の 悔 成 に 関 9 9 開 示 (二 変 U F J 信 記 銀 付 ・ 早 14)		· · · · · ·	I — 731	
当時状に係る株主資本の額	項目	平成25年3月末			
当時状に係る株主資本の額	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目(1)				
25. 利益制金会の顧		1,419,797		1a+2-1	c-26
15. 自己株式の銀信 1	うち、資本金及び資本剰余金の額	736,593		1a	
15. 自己株式の銀信 1	うち、利益剰余金の額			2	
12,972 26 15. 計外、流出子を傾		-		1c	
15 上記以外に総当するものの観音		12.972		_	
# 通株式に係る部株子が自体の観		-			
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		-		1b	
接向措置により書途株式等Ter1 資本に係る基礎項目の額に算人されるものの額の 合計器		-	260 921		
# 通株式等Tier 資本に係る基礎項目の類 (イ)	経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の	_	200,021		
護連株式等TeF1 資本に係る調整項目 (2)		1 419 797		6	
用形固定資産 モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の顧の合計額 23.246[8+9] 25.の れんに係るものの顧 3.2.521 [9] 1.5.の れんに仮すモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 3.2.521 [9] 1.5.の れんのびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 3.2.521 [9] 1.5.0 れんのびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 1.5.0 れんのびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 1.5.0 れんのびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 1.5.250 [12] 1.5.0 は 1.		1,410,707		10	
55. のれんに係るものの類 32,521		_ 1	33 246	810	
55. の北ん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		-			
接近社会選雇(一時差異に係るものを除く、) の額		-			
接越へッジ接続の額 - 611111		-			
13,296 12 13,296 12 13,296 12 13,296 12 13 13 13 13 14 15 15 15 15 15 15 15		-			
		-			
無値の時値評値により生じた時値評値差額であって自己資本に算入される額		-			
記述年金費用の額		-			
自己保育道珠式(映資産の部に計上されるものを除く)の額 - 16 歴図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額 - 17 少数出資金融機関等の普通株式の額 - 18 特定項目に係る十八・セント基準超過額 - 19+20+21 うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するも 19 のに関連するものの額 - 20 うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に関 20 うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に関 20 うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に関 20 対定項目に係る十五バーセント基準超過額 - 21 特定項目に係る十五バーセント基準超過額 - 21 特定項目に係る十五バーセント基準超過額 - 22 対応可は係る十五バーセント基準超過額 - 22 対応・20 に関連するものの額 - 21 対応・20 に関連するものの額 - 21 対応・20 に関連するものの額 - 21 対応・20 に関連するものの額 - 22 うち、無形固定資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 - 23 うち、無形固定資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 - 24 うち、接近税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 - 25 その他Tiert 資本に係る調整項目の額 (ロ) - 28 普通株式等Tiert 資本に係る調整項目の額 - 27 普通株式等Tiert 資本に係る調整項目の額 - 28 対別目的会社等の発行するその他Tiert 資本調達手段の額 - 31 対別目的会社等の発行するその他Tiert 資本調達手段の額 - 31 対別目的会社等の発行するその他Tiert 資本調達手段の額 - 32 対別目的会社等の発行するその他Tiert 資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 30 対別目的会社等の発行するその他Tiert 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - 30 対別目的会社等の発行するその他Tiert 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - 39 クの世に目音本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 - 39 ク数出資金融機関等のその他Tiert 資本調達手段の額 - 38 ク数性Tiert 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 - 39 ク数出資金融機関等のその他Tiert 資本調達手段の額 - 38 ク数出行を記述するの額(「37,373 - 43 モージの他Tiert 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 - 39 ク数日ではでする本に経る調達手段の額 - 39 ク数日ではでする本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 - 39 ク数日では、対象に係る影響項目の額に算入されるものの額の合計額 - 39 ク数日では、対象に係る影響項目の額に算入されるものの額の合計額 - 39 ク数日では、対象に係る影響項目の額に算入されるものの額の合計額 - 39 ク数日では、対象に係る影破項目の額に算入されるものの額の合計額 - 37 対別を指述する影響項目の額に算入されるものの額の合計額 - 37 対別を指述する影響項目の額に算入されるものの額の合計額 - 39 ク数日では、対象に係る影響項目の額に算入されるものの額の合計額 - 39 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの		-			
		-			
少数出資金融機関等の普通株式の額		-			
特定項目に係る十八一セント基準超過額	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		=	17	
55、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するも	少数出資金融機関等の普通株式の額	•	-	18	
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するも	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+	-21
35. 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に関連するものの額	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するも	-	_	19	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額 - 22		ı	-	20	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額 - 22	うち、繰延税全資産(一時差異に係るものに限る、)に関連するものの額	-	_	21	
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの間		_			
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するも	_	_		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関	_	_	24	
その他Tier1 資本不足額 - 27 普通株式等Tier1 資本 資本 - 28 普通株式等Tier1 資本の額((イ) - (口)) (八) 1,419,797 29 その他Tier1 資本の額((イ) - (口)) (八) 1,419,797 29 その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額 - 31a その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額 - 31b その他Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1資本調達手段の額 - 32 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額 - 2 極過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - 33+35 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二) 90,000 36 - - その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (二) 90,000 36 - - - をの他Tier1 資本に係る調整項目の額 (二) 90,000 36 - <td< td=""><td></td><td>_</td><td></td><td>25</td><td></td></td<>		_		25	
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (口) - 28 普通株式等Tier1 資本 1,419,797 29 その他Tier1 資本原る基礎項目 (3) - 31a その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額 - 31b その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額 - 31b その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額 - 32 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - - おる額 90,000 33+35 経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - - その他Tier1 資本に係る調整項目 - - 37 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - - 38 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - - 38 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - - 39 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - - 39 その他金融機関等のその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 7,373 - 40 経過措置によりその他では資本に係る調整項目の額(ホ) 7,373 - 42 その他Tier1 資本の額((二) - (ホ)) (へ) 82,627 44 Tier1 資本の額((ハ) + (へ)) (ト) 1,502,425 45		_			
普通株式等Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (八) 1,419,797 29 その他Tier1 資本調達手段に係る基礎項目(3) - 31a 31a 31b 30 その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額 - 31b 30 30 31b 30 30 40 31b 30				_	
普通株式等Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (八) 1,419,797 29 その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3) 31a 31a その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額 - 31b 31b その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額 - 32 31b その他Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1資本調達手段の額 - 32 i適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - 37 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(二) 90,000 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(二) 90,000 その他Tier1 資本に係る調整項目 - 37 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 37 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 その他主機関等のその他Tier1資本調達手段の額 - 40 経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 7,373 うち、適格引当金不足額 - 40 経過指置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ) 7,373 「さた、適格引当金不足額 - 42 その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ) 7,373 その他Tier1資本を係る調整項目の額(ホ) 7,373 その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ) - 42 その他Tier1資本を係る調整項目の額(ホ) - 42 その他Tier1資本の額((ハ) + (へ)) (へ) 82,627 本の額((ハ) + (へ)) (ト) 1,502,425		-		120	
その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3) その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額 その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額 その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額 その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額 その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本に資本に適益を受けることでは、 1		1 /10 707		20	
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額 - 31a その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額 - 31b その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額 - 32 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額 - - 適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - - その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二) 90,000 36 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二) 90,000 36 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二) 90,000 36 その他Tier1 資本に係る調整項目の額 - - 37 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - - 39 その他を融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - - 40 経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 7,373 - 40 経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ) - - 42 その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ) 7,373 43 その他Tier1資本の額((二) - (赤))(へ) 82,627 44 Tier1資本の額((二) - (赤))(ト) 1,502,425 45	ACMINION SET THAN ((T) (T)	1,419,797		29	
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額-31bその他Tier1 資本調達手段に係る負債の額-32特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額90,00033+35経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(二)90,00036その他Tier1 資本に係る調整項目37意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額38少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額39その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額40経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額7,373うち、適格引当金不足額-42その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ)7,373-43その他Tier1 資本の額((二) - (ホ))(へ)82,62744Tier1 資本42Tier1 資本の額((二) - (ホ))(ト)1,502,42545				210	
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額 - 32 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額 - 90,000 適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - 90,000 経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額(二) 90,000 その他Tier1 資本に係る調整項目 - 37 自己保有その他Tier1 資本調達手段の額 - 37 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 38 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 7,373 うち、適格引当金不足額 - 42 その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ) 7,373 その他Tier1 資本の額((二) - (ホ))(へ) 82,627 Tier1 資本 本の額((八) + (へ))(ト) Tier1 資本の額((八) + (へ))(ト) 1,502,425		-			
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額 - 適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額 90,000 経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額(二) 90,000 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(二) 90,000 その他Tier1 資本に係る調整項目 - 自己保有その他Tier1 資本調達手段の額 - - 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - - 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - - その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - - 経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 7,373 - うち、適格引当金不足額 - 42 その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ) 7,373 43 その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ) 7,373 43 その他Tier1 資本の額((二) - (ホ))(へ) 82,627 44 Tier1 資本の額((八) + (へ))(ト) 1,502,425 45		-			30
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額90,00033+35経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額-90,00036その他Tier1 資本に係る調整項目90,00036自己保有その他Tier1 資本調達手段の額37意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額38少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額39その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額40経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額7,373-40「ier2 資本不足額-42その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ)7,37343その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ)7,37343その他Tier1 資本の額((二) - (ホ))(へ)82,62744Tier1 資本の額((ハ) + (へ))(ト)1,502,42545		-		ა∠	
れる額 経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(二) その他Tier1 資本に係る調整項目 自己保有その他Tier1 資本調達手段の額 自己保有その他Tier1 資本調達手段の額 自己保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 の数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 の他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 の他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 の他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 の他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 の他の企業では、 の他ではは、 の他では、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の		-		ļ	
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二) 90,000 36 その他Tier1 資本に係る調整項目 - 37 自己保有その他Tier1 資本調達手段の額 - 38 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 7,373 うち、適格引当金不足額 - 42 その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ) 7,373 その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ) 7,373 その他Tier1 資本の額((二) - (ホ))(へ) 82,627 1ier1 資本の額((八) + (へ))(ト) 1,502,425	れる額	90,000	/_	33+35	
その他Tier1 資本に係る調整項目 - 37 自己保有その他Tier1 資本調達手段の額 - 38 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 7,373 うち、適格引当金不足額 6,648 Tier2 資本不足額 - 42 その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ) 7,373 その他Tier1 資本 43 その他Tier1 資本の額((二) - (ホ))(へ) 82,627 Tier1 資本の額((八) + (へ))(ト) 1,502,425 45		-			
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 38 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 7,373 うち、適格引当金不足額 - 42 その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ) 7,373 その他Tier1 資本 343 その他Tier1 資本の額((二) - (ホ))(へ) 82,627 1ier1 資本の額((八) + (へ))(ト) 1,502,425 45	その他Tier1 資本に係る調整項目	90,000			
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 7,373 うち、適格引当金不足額 6,648 Tier2 資本不足額 - 42 その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ) 7,373 その他Tier1 資本 82,627 イゼー・ 44 Tier1 資本の額((ハ) + (へ))(ト) 1,502,425 45		=	=		
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 7,373 うち、適格引当金不足額 6,648 Tier2 資本不足額 - 42 その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ) 7,373 その他Tier1 資本 82,627 イゼー・ 44 Tier1 資本の額((ハ) + (へ))(ト) 1,502,425 45	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-			
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 40 経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 7,373 うち、適格引当金不足額 6,648 Tier2 資本不足額 - 42 その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ) 7,373 43 その他Tier1 資本 の他Tier1 資本 の他Tier1 資本の額((二) - (ホ))(へ) 82,627 44 Tier1 資本の額((八) + (へ))(ト) 1,502,425 45		-	-	39	
経過措置によりその他Tierf資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 7,373 うち、適格引当金不足額 6,648 Tier2 資本不足額 - 42 その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ) 7,373 43 その他Tier1 資本 その他Tier1 資本の額((二) - (ホ))(へ) 82,627 44 Tier1 資本の額((八) + (へ))(ト) 1,502,425 45	その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-		
うち、適格引当金不足額 6,648 Tier2 資本不足額 - 42 その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ) 7,373 43 その他Tier1 資本 82,627 44 Tier1 資本の額((八) + (へ)) (ト) 1,502,425 45		7.373			
Tier2 資本不足額 - 42 その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ) 7,373 43 その他Tier1 資本 82,627 44 Tier1 資本 1,502,425 45				Ì	
その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ) 7,373 43 その他Tier1 資本 82,627 44 Tier1 資本 1,502,425 45		-		42	
その他Tier1 資本 その他Tier1 資本の額((二) - (ホ)) (へ) 82,627 44 Tier1 資本 Tier1 資本の額((八) + (へ)) (ト) 1,502,425 45		7 373			
その他Tier1 資本の額((二) - (ホ)) (へ) 82,627 44 Tier1 資本 1,502,425 45		7,070		,	
Tier1 資本 Tier1 資本の額((ハ) + (へ)) (ト) 1,502,425 45		00 607		44	
Tier1 資本の額((八) + (へ))(ト) 1,502,425 45		02,027		1-1-1	
		1 500 405		15	
1812 貝平に36を延児日(4)		1,302,425		1+0	
	HIGIZ 貝平にIの名を促集日(4)				

自己資本の構成に関する開示 (三菱UFJ信託銀行・単体)		(単位	:百万円、%)
項目	平成25年3月末	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額	ū		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-		
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額			
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	361,038		47+49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	-		50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	-		50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	-		50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	182,221		
うち、その他有価証券評価差額金の額	217,380		
うち、繰延ヘッジ損益の額	34,668		
Tier2 資本に係る基礎項目の額(チ)	543,260		51
Tier2 資本に係る調整項目	040,200		<u> </u>
自己保有Tier2 資本調達手段の額	_	_	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-		53
<u>息図的に休有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額</u> 少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-		54
少数山貝並融機関等のTier2 資本調達手段の額 その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-		55
	- 0.040	12	ວວ
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	6,648		
うち、適格引当金不足額	6,648		F-7
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	6,648		57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額((チ) - (リ)) (ヌ) 総自己資本	536,611		58
	2,039,036		59
リスク・アセット (5)	_,,,,,,,,,		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	160,063		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)のう	100,000		
ち、のれん、企業結合に係るもの以外の額	32,521		
うち、前払年金費用の額	127,535		
リスク・アセットの額 の合計額(ヲ)	11,360,654		60
自己資本比率			
単体普通株式等Tier1 比率((八) / (ヲ))	12.49%		61
単体Tier1 比率((ト) / (ヲ))	13.22%		62
単体総自己資本比率((ル) / (ヲ))	17.94%		63
調整項目に係る参考事項(6)			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	87,254		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入 額	127,945		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目	127,040		74
不算入額	-	/	
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)			
一般貸倒引当金の額	-		76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	-		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポー			
ジャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該			78
額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	57,484		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項(8)	·		
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	90,000		82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を			00
控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	10,000		83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	361,038		84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を	551,500		
控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	40,115		85
	10,110		1